

ホルムアルデヒドガス滅菌器 仕様書

この仕様書は、ホルムアルデヒドガス滅菌器（以下「機器」という。）の購入及び納品について適用する。

1 品名及び数量

1. ホルムアルデヒドガス滅菌器 1 式

2 機器構成

つぎのものとし、搬入、組立、据付、調整は費用に含むこと。

1. ホルムアルデヒドガス滅菌器

メーカー名等	品名	数量
株式会社 ウドノ医機	ホルムアルデヒドガス滅菌器	1 式
	低温蒸気ホルムアルデヒドガス滅菌器	1
	両扉タイプ (I30LF-2HS)	
	内缶寸法：W335mm×H363mm×D972mm	
	既存装置解体撤去費	1
	組立・2次側接続、試運転調整	1
	キャビネットパネル	1

3 一般的条項

- ① 供給者は、機器の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないように十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
- ② 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、供給者が責任を持って行うこと。
- ③ 供給者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
 - ア 機器の構造、機能および取り扱いに関する説明書
 - イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- ④ 担当者の指示に従って、搬入・組立・据付・調整をすること。

4 履行（納入）期限

契約の日から 令和7年10月31日

なお、納入に際し予め納入場所・該当部署とのスケジュールを確認したうえで、別途指定する日時に納入すること。

5 納入場所

尾鷲総合病院内 （尾鷲市上野町5番25号）

6 検査及び引き渡し

供給者は、納品及び調整完了後、速やかに総務課担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り換え等に要する費用は供給者の負担とする。

7 保証期間

本機器検査受領後1か年とする。ただし、供給者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取り替えるものとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、当院係員と協議し決定する。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、供給者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、供給者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 供給者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。